

議案第135号

市道路線の変更について《遠山辻線》

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、市道路線を次のとおり変更する。

令和7年9月4日提出

京丹後市長 中山 泰

| 路線名 | 変更前後の別 | 起点 | 終点 |
|----------------|--------|----------------|---------------|
| とうやまつじ 遠山辻線 | 変更前 | 峰山町長岡小字遠山749番 | 峰山町長岡小字辻732番7 |
| | 変更後 | 峰山町長岡小字遠山748番1 | 峰山町長岡小字辻732番7 |

提案理由

京丹後市峰山途中ヶ丘公園の駐車場整備に伴い、市道敷地を駐車場敷地に含め、一体的に整備するため、市道の起点の変更を行うものである。